第２章　東京2020大会後のまちづくりの方向性

１　地区の現状と位置付け

（１）スポーツ環境・土地利用

＜現状＞

- 神宮外苑地区は、大規模スポーツ施設をはじめ、テニスコートやクラブハウス、軟式野球場、アイススケート場等のスポーツ環境が整っている。
- 一方、築年数の経過による施設の老朽化や競技・観戦環境の面における陳腐化の進行など、競技場としての魅力についての課題が顕在化している。
- 現状は、気軽にジョギング等のレクリエーション的スポーツ等を楽しめる空間が不足している。
- スポーツ以外の機能として、スタジアム通り沿いには宿泊・文化・交流機能が、国立競技場駅の近接には宿泊機能が、整備・計画されている。
- いちょう並木沿いでは、昭和６３（1988）年の開店当時から人気のオープンテラスのあるレストランやカフェが、にぎわいと憩いの空間を創出している。
- 青山通り沿いには、ファッション、アート、グルメ、生活など、最先端の多様な文化を発信する店舗や事務所が集積している。
- 一方、大規模スポーツ施設等に多くの人々が訪れる地区としては、来訪者が滞在時間を楽しめる機能と空間とが不足している状況にある。

＜上位計画における位置付け＞

- 東京都スポーツ推進総合計画（平成３０（2018）年３月策定）では、都内に４つあるスポーツクラスターを「レガシーとして将来に遺していくためには、スポーツの拠点としてだけでなく、周辺施設との連携を図りながら、都民に末永く親しまれる地域の中核施設として活用していくことが重要」とし、神宮外苑地区について、「新国立競技場（オリンピックスタジアム）や東京体育館があります。その他の大規模施設の連鎖的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合市街地の形成を通じて、地区一帯でにぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点を目指していきます。」としている。
- 港区まちづくりマスタープラン（平成２９（2017）年３月策定）では、「国立競技場の建替えを契機に、緑豊かな風格ある景観と調和を図りつつ商業・業務機能を導入し、風格と活力が共存するにぎわいあふれるスポーツ、文化、交流の拠点を形成します。」とされている。
- 新宿区まちづくり戦略プラン（平成２９（2017）年１２月策定）では、神宮外苑地区について、「ａ．スポーツクラスターとして新国立競技場及び関連施設の整備を促進します。ｂ．国立競技場駅及び駅周辺の都市機能充実や賑わいの創出を図ります。」とされている。

（2）みどりとオープンスペース

＜現状＞

- 地区の北東側では、聖徳記念絵画館や御観兵榎周辺のまとまりのある緑が、新宿御苑や赤坂御用地等の周辺と、厚みのある緑のネットワークを形成している。
- 植栽樹種は、創建時の計画や時代背景が反映されている。
- 一方、ｂ区域側は、占有面積の大きな大規模スポーツ施設が集積しており、スポーツ施設の人溜まり空間や駐車場に利用されているなど、緑やオープンスペースが少ない。
- 生長した樹林地等の視覚的に楽しめる緑の豊富さに対し、散策したり佇んだりするなど、立ち入ることのできる植栽空間や緑に親しめる空間が乏しい。
- 使用目的の限定された空間が多く、憩いやレクリエーションなどの様々な目的で利用できる空間が不足している。

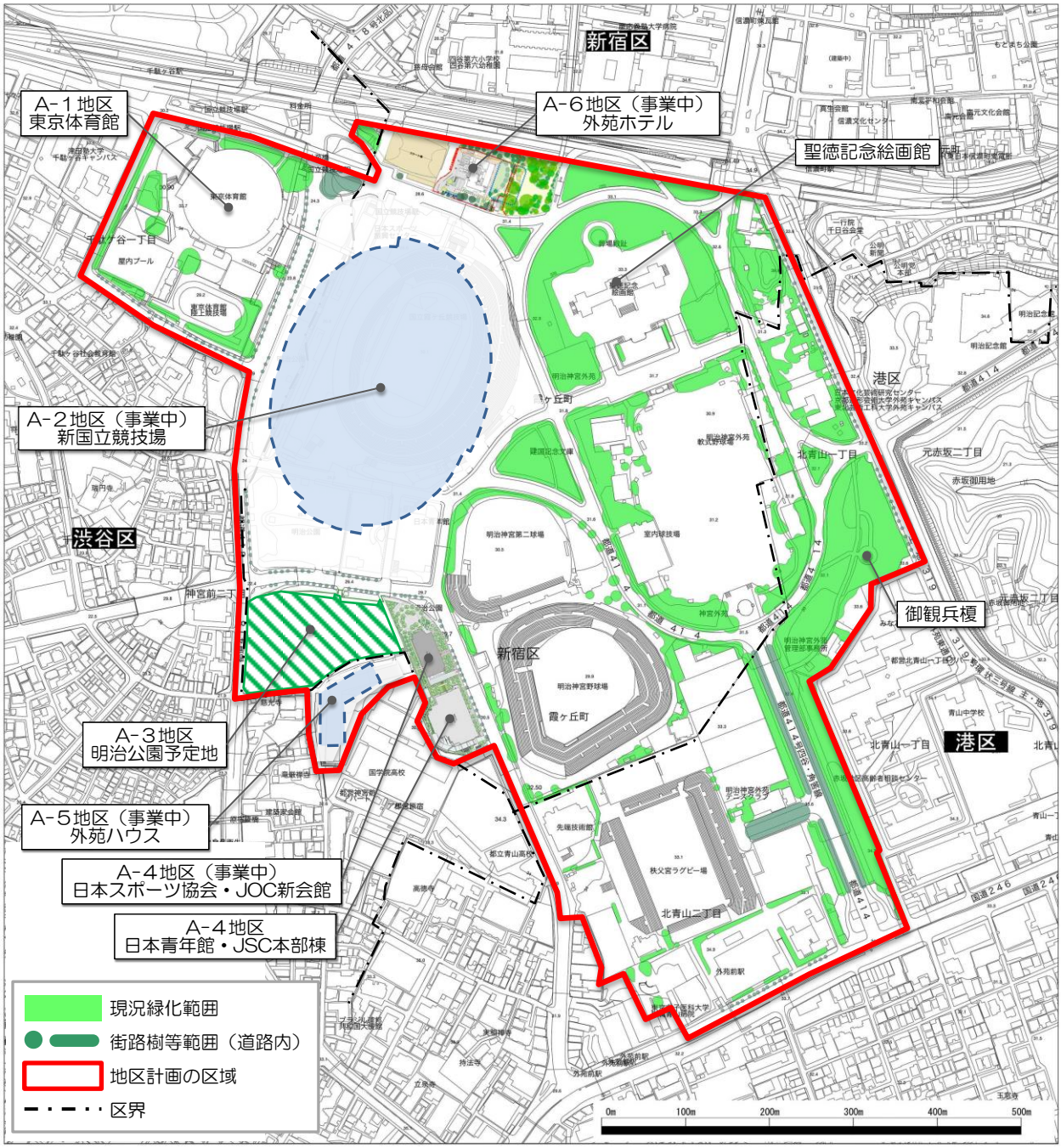

地区計画区域内の現況緑化図

（航空写真（平成28（2016）年12月撮影）から、高木及び樹林のおおむねの範囲を図示）

＜上位計画における位置付け＞

- 第三次港区緑と水の総合計画（平成２３（2011）年３月策定）では、青山通りや明治神宮外苑の周辺において、「景観資源、大規模な緑の拠点を生かす連続性ある緑・オープンスペースの創出」を行うこととし、港区景観計画（平成２７（2015）年１２月改定）では、神宮外苑銀杏並木景観形成特別地区を定め、「並木の公園として、ゆったりとくつろぎ、心地よく歩ける空間を創出する」等とされている。
- 新宿区みどりの基本計画（平成３０（2018）年３月改定）では、みどりの骨格の形成として、「外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺の大規模公園を核として、散歩道の設定と沿道緑化をすすめます。また、明治神宮外苑地区を背景として、信濃町地区を含めたみどりの潤いと賑わいが調和したまちづくりをすすめます。」とされている。
- 都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町：平成２３（2011）年１２月改定）では、都心部等における、事業化が進まない都市計画公園・緑地の区域では、公園等の未整備状態が続くとともに、都市計画制限により市街化の更新も進んでいない状況を打開するため、都市開発ポテンシャルの高いセンター・コア・エリア内の未供用区域を対象に、民間都市開発の機運を捉えた、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる新たな仕組みを創設し、行政が、地元と連携してまちづくりの方針を定めた後、未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更し、民間都市開発と連携したまちづくりの中で緑地を創設していくこととしている。

- 都市づくりのグランドデザイン（東京都：平成２９（2017）年９月策定）では、「あらゆる場所に新たな緑を創出し、快適な都市空間を形成する」ための以下の取組が掲げられている。
  - ⇨ 都市公園等の整備を進めるとともに、公園周辺の開発に際し公園側の緑化を促すなど、公共空間と民有空間とが一体となった緑を創出
  - ⇨ 都市公園等と周辺まちづくりが連携して、その地域のにぎわいや回遊性、緑の連続性、防災機能の向上を図ることで、地域の価値を高める。
  - ⇨ 都市公園等の成り立ちや利用状況に加え、歴史、自然などの地域資源を踏まえ、個性・特性を生かした活用を推進
  - ⇨ 公園まちづくり制度の活用を進め、開発に併せて公園的空間や緑地の整備を誘導
  - ⇨ 開発の機会を捉え、その地域の持つ歴史やかつての風景を意識しながら、新たな緑や水辺の創出を図る。

（３）交通ネットワーク

＜現状＞

- 公園区域内に車道が多く、各施設の敷地間にフェンスや塀等が設けられ、また、敷地が駐車場等に利用されているため、歩行者が自由に移動・散策できる空間が少ない。
- 外苑前駅の出入口付近などの地下鉄駅周辺やスタジアム通りは、大規模スポーツ施設におけるイベントの開催時や雨天時などにおいて、歩行空間の不足により混雑している。
- 整備時期の古い施設が多く、地下鉄駅や施設間のバリアフリー経路が連続的に確保されていないなど、更なるバリアフリー対応が必要な状況にある。

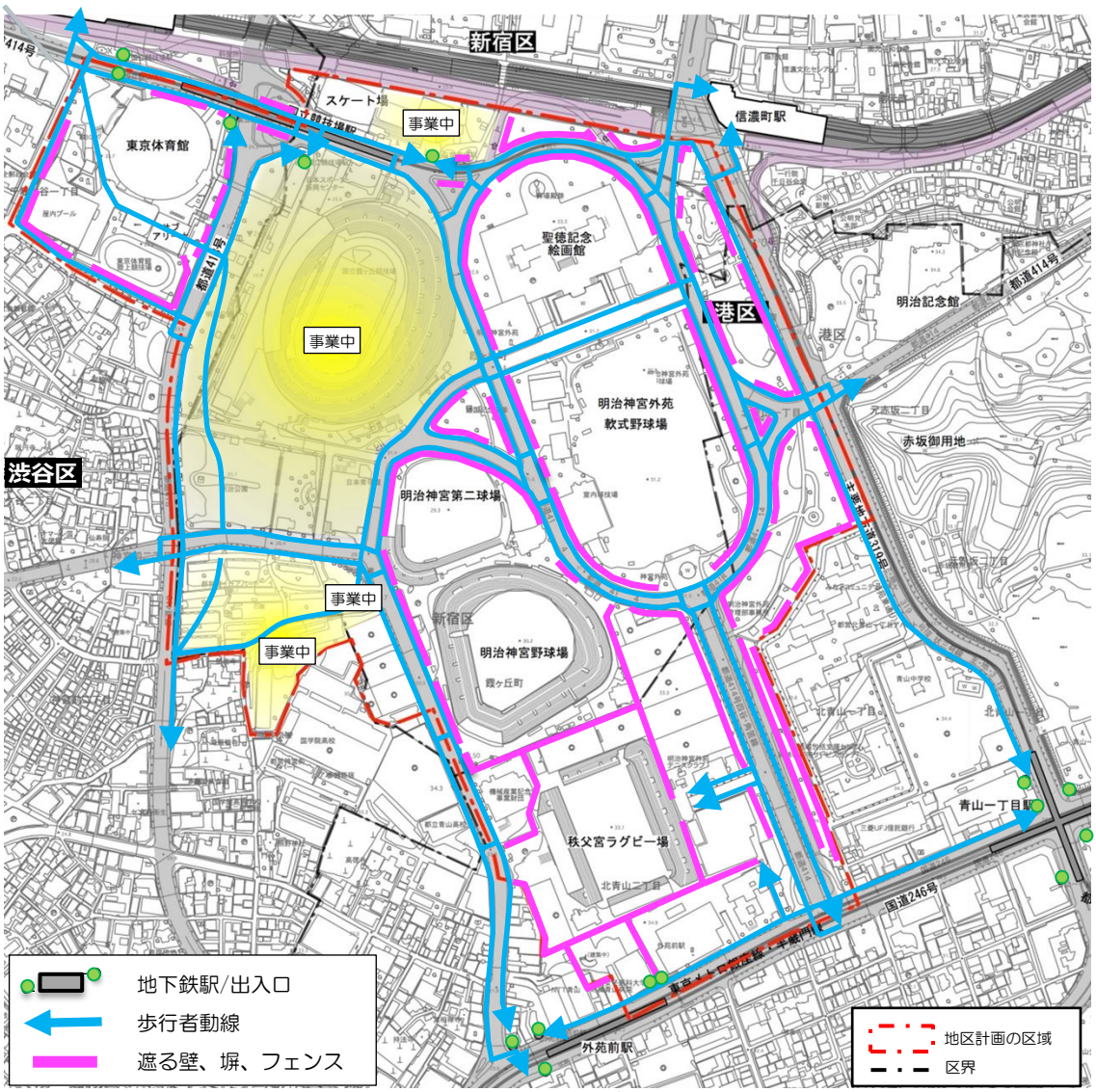

歩行者ネットワーク及び遮られた空間

＜上位計画における位置付け＞

- 神宮外苑地区地区計画では、いちょう並木の沿道が、主要な公共施設である緑道に位置付けられ、スタジアム通りと青山通り沿いに、構想線として歩道状空地等が設定されている。
- 青山通り周辺地区まちづくりガイドライン（平成２７（2015）年１０月策定）では、「周辺を含めた歩行者ネットワークを充実させて、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだまちを形成」するとされ、スタジアム通りの歩道の拡幅や歩道状空地の確保、地下鉄駅周辺における駅の出入り口改良やバリアフリー化、自転車等駐車場の設置、自転車走行空間の整備、自転車シェアリングの導入等が掲げられている。
- 新宿区まちづくり戦略プラン（平成２９（2017）年１２月策定）では、「信濃町駅のバリアフリー化とともに、神宮外苑までのバリアフリー動線の改良」等を図るとされている。

（４）歴史・文化資源

＜現状＞

- 神宮外苑は、「文化芸術の普及の拠点として、緑地や文化・スポーツ施設の提供」を行うことが創建の趣旨の一つであり、この趣旨に基づき、地域の歴史・文化資源でもある明治神宮聖徳記念絵画館が造営され、神宮外苑のシンボルともいえる存在となっている。
- ４列の並列して植栽されたいちょう並木は、四季を通じて多くの人々に親しまれるとともに、聖徳記念絵画館を正面に臨む景観は、首都東京の象徴的なビスタ景となっている。
- いちょう並木で創出される緑陰空間でも、四季を通じて多くの人々が印象的な空間を楽しんでいる。
- 一方、四季折々のいちょう並木の魅力を楽しめる憩いの空間や機会が不足している。
- また、神宮外苑地区では、明治神宮球場が東京六大学野球やプロ野球、学生野球等に利用されるとともに、テニスコートをはじめとした、多様な市民スポーツの場の拡充・改変の整備が順次進められるなど、競技スポーツや市民スポーツに対する時代のニーズに対応しながら、次々と時代の先端の施設を整備し、スポーツの拠点としての歴史を刻んできた。
- こうした歴史の経過とともに、印象的な風景等が培われている。

象徴的ないちょう並木４列のビスタ景

並木２列の印象的な緑陰空間

噴水から望む、聖徳記念絵画館を中心とした眺め

＜上位計画における位置付け＞

- 港区景観計画（平成２７（2015）年１２月改定）では、「聖徳記念絵画館の風格を際立たせる銀杏並木のスカイラインを守る」、「銀杏並木のゲートとしての風格を備えた交差点を演出する」、「交差点部での、銀杏並木と調和した色彩の使用による、四季の彩りを生かした街並みの創出」、「銀杏並木の高さに配慮した建築物の高さの誘導による、風格ある並木のスカイラインの育成」が掲げられている。
- 新宿区景観形成ガイドライン（平成２７（2015）年３月改定）では、「聖徳記念絵画館を中心とする広場からの広大な眺めを、将来に渡って継承する。」とされている。
- 東京都景観計画（平成３０（2018）年８月改定）では、我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とする指針が定められ、聖徳記念絵画館は、保全対象建築物に指定されている。
- また、神宮外苑地区の一部は、聖徳記念絵画館と国会議事堂の眺望を保全する景観誘導区域に含まれている。

（５）防災

＜現状、上位計画における位置付け＞
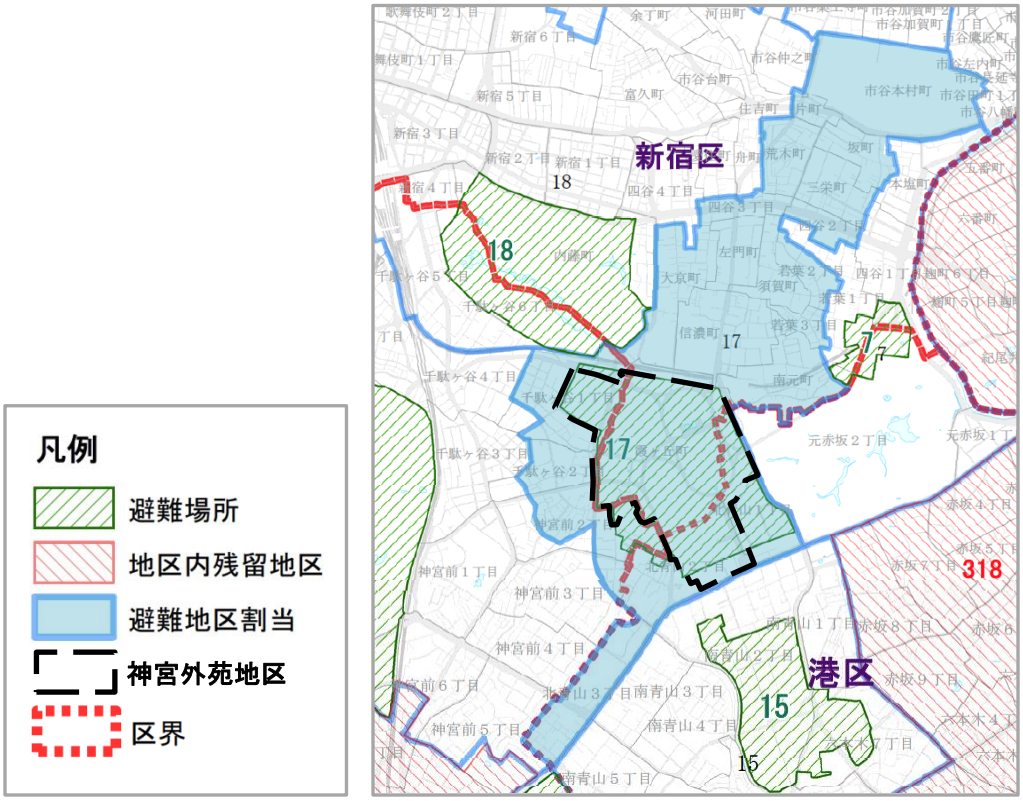
- 明治神宮外苑地区は、近接地も含め広域避難場所として指定されている。
- 明治神宮外苑軟式野球場は、都が指定する災害拠点病院（慶應義塾大学病院）からおおむね５km以内の陸路地点に指定する、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場の候補地となっている。
- 神宮外苑地区周辺では、特定緊急輸送道路として首都高速４号新宿線と国道２４６号線（青山通り）が、緊急輸送道路として外苑西通りと外苑東通りが位置付けられている。
- 神宮外苑地区は、災害時に、都心部から国道２４６号線を利用して周辺住宅地へ都民等が帰宅する途上に位置している。
- 老朽化した大規模なスポーツ施設をはじめ、地区内のスポーツ施設やその他の施設について、防災性及び避難場所としての機能の維持・向上並びにアクセス性の向上が望まれている。